
第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

近年、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、高齢者のみの世帯や単身世帯の増加、引きこもり、認知症高齢者の増加、孤独死といった問題が顕在化しています。さらに、8050問題（高齢の親と無職の子どもと同居）やダブルケア（介護と子育てを同時に行う）、ヤングケアラー（家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども）等、多様化・複雑化している新たな課題も生じています。

こうした中、国では、平成30年4月施行の改正社会福祉法において、市民一人ひとりがつながり、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現をめざすことが示されました。さらに、令和3年4月施行の改正社会福祉法では、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「断らない相談支援」を実現するための「重層的支援体制整備事業」が創設され、地方自治体においても、既存の相談支援などの取り組みを活用しながら、地域住民の多様化・複雑化した課題を解決するための包括的な支援体制を構築していくことが求められています。

本市では、平成30年3月に「鳴門市地域福祉計画」を策定し、『みんなが考え、安心してしあわせに暮らすことが出来る地域共生社会の実現』を基本理念として、地域福祉の推進に取り組んできました。

しかしながら、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地域での活動が制限され、従来の様々な活動が中止を余儀なくされるとともに、地域の中でのつながり力が弱まり、複雑な課題を抱える人や世帯の地域での孤立感が高まるなど、地域コミュニティに大きな問題が生じました。

本市における地域共生社会の実現、そして今後ますます複雑化が予想される福祉課題に対応していくためには、地域コミュニティの再構築、そして、社会情勢の変化に対応した包括的支援体制を確立することが必要不可欠であると考え、これらを計画的に推進していくことを目的とした「第2期鳴門市地域福祉計画」を策定するものです。

2 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「共に生きる社会づくり」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）（抜粋）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

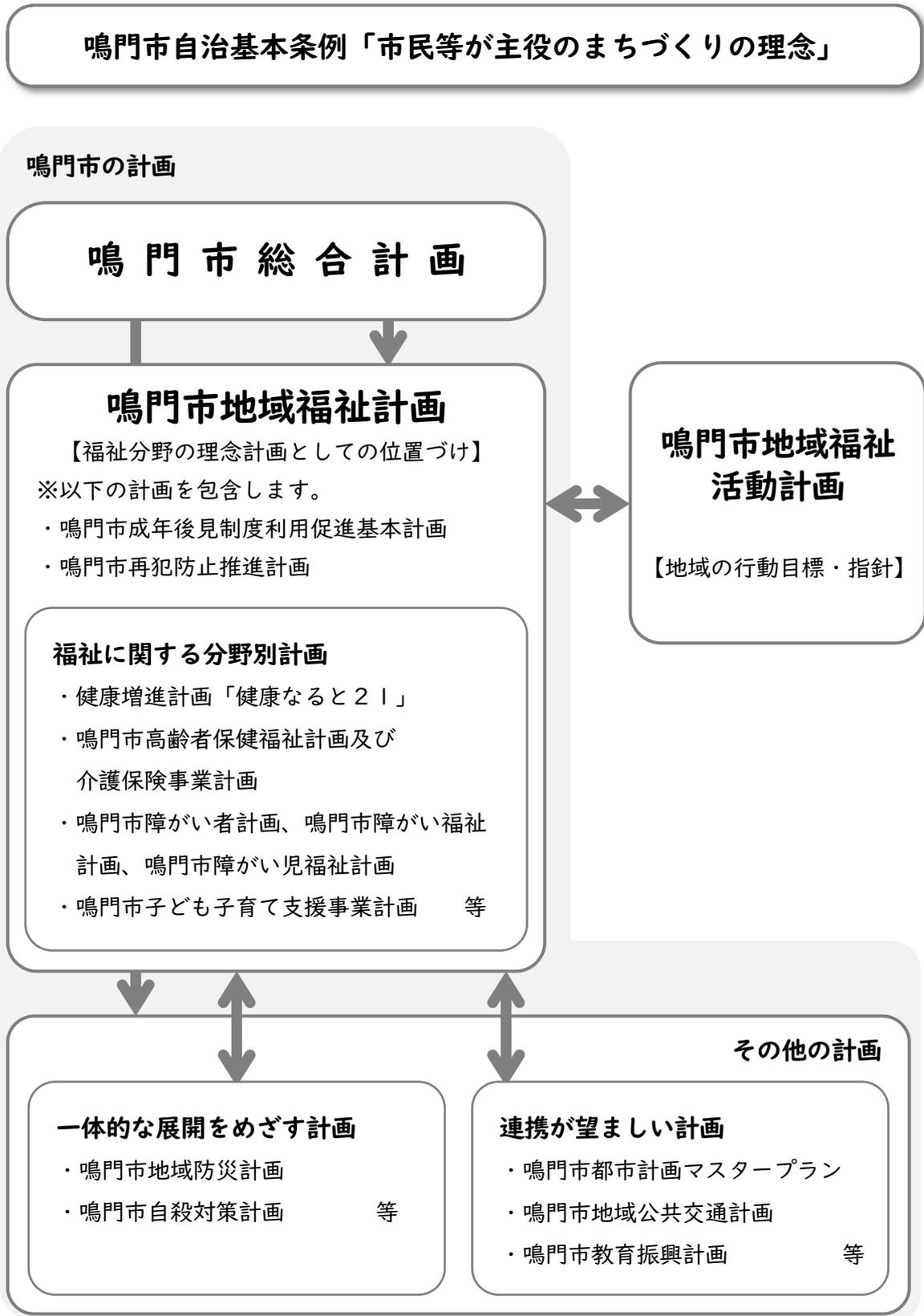
地域共生社会とは

国が掲げる「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。



出典：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

3 計画の位置づけ



4 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度から概ね5年間とします。

なお、期間中であっても、社会情勢などの変化を踏まえ、地域福祉を取り巻く状況が大きく変化した場合には、必要に応じて随時見直しを行うものとします。

分野別計画の計画期間

計画名	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)
総合計画	第六次	第七次					
地域福祉計画	第1期	第2期					第3期
高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画	第8期	第9期					
障がい者計画	第1期	第2期					
障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	第6期 第2期	第7期 第3期					
子ども・子育て 支援事業計画	第2期			第3期			
健康増進計画	第二次	第三次					
自殺対策計画	第1期	第2期					

5 策定の経緯

第1期となる「鳴門市地域福祉計画」では、徳島大学と共同し、市民会議や地域座談会等を重ねることにより、地域とのつながりを構築するとともに、地域住民が自ら地域課題について考える策定過程に重点を置いて策定しました。

第2期計画では、第1期計画での考え方や既存の取組を基本としながら、市民などへのアンケート調査や市内14地区での「地域座談会」を通じて、地域課題の変化など、現状を把握し計画に反映するよう努めました。

■第2期計画策定にかかる調査等実施状況

区分	概要
市民アンケート調査	対象者：15歳以上の市民 調査方法：郵送配付・郵送回収 調査期間：令和4年1月19日～2月7日 配布数：2,000件 回収数：713件（回収率：35.7%）
地域福祉関係団体調査	対象者：地域福祉関係団体 調査方法：手渡し配付・郵送回収 調査期間：令和4年1月19日～1月31日 配布数：210件 回収数：146件（回収率：69.5%）
地域福祉推進者調査	対象者：地域福祉推進者（民生委員・児童委員等） 調査方法：手渡し配付・郵送回収 調査期間：令和4年1月4日～1月31日 配布数：172件 回収数：137件（回収率：79.7%）
高校生アンケート調査	対象者：高校生 調査方法：手渡し配付・郵送回収 調査期間：令和4年9月1日～9月30日 配布数：70件 回収数：31件（回収率：44.3%）
鳴門市地域福祉計画 審議会	令和4年5月から令和5年3月にかけて合計4回開催
地域座談会	地区自治振興会単位14地区において、各2回開催
パブリックコメント	令和4年12月27日～令和5年1月31日の期間実施